

四 發行方法	三 用振替等の適法	二 の法律項及び根拠	一 發行號名及び記	○ 平成省令第平成三十一年一月二月十三日財務大臣告示第 國債の發行等に關する省令第十一項の規定に基づき、大藏省告示第 四十條第十六号
務後格競債定特あ争争う札価振の以律社一法会十財一利 大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債項律計四政回付 臣行争入場る参て札札に以を機用一平、株に号法 がわ入札特も加、と発によ下競闘を振替十式 各れ札発別の者財同行「争は受け法 國るの行参にご務時「発価に日け」等の振替 債入募「加よと大にと行格付本銀もとい 市札入と者るに臣行い競し銀のう 場でのい・発応がわう(以争て行のう 特あ決う第行募各れ)。下入行とと。 別つ定) I (限國る、「札わすし。 参てを及非下度債入価価「れる。そ規 加、しひ価額市札格格とる。その定 者財た価格國を場で競競い入の定。法	第ニ号法 二関) ~昭和二十 三る四和二年 号法条(三十 ~律第十二 第(一)年 四平項 十成及 七十 九特 三条 第年別 第三 六十	付 國庫債券 財務大臣 麻生太郎 生 國債 大藏	利付 國債づき の大藏	

六

口

イ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

てづ財億つ定す八つ定う額
 、き政九いにる十いにち面
 額発法千て基法億て基、金
 面行第百はづ律九はづ財額
 金し四万、き第百、き政で
 額した条円額発四万額発法五
 で利第一面行十円面行第千
 千付一項金し七、金し四六
 三國の額た条特額た条百
 百債規で利第別で利第三
 五十付百付一會五付一
 十に定五国項計千国項
 五つに十債のに四債の
 億い基五に規関百に規

發

イ

入価 入価・別債行争非者 特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者 特国發競 I 加場

五

口 イ

方 募

入価法入
 札格決
 發競定
 行争の

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご
 行參よと
 「加るに
 と者發應
 い・行募
 う第へ限
 。II以度
 非下額
 価一を
 格國定
 競債め
 争市る
 入場も
 札特の

イ 一	十 十	九 八	ハ	七	イ 一	ハ										
価 格	發 行	振 額	最 低	行 争	非 者	特 國	行 争	非 者	特 國	入 価	込	行 争	非 者	特 國	行 争	
競 格	行 行	位 置	替 額	入 価	・	別 債	入 価	・	別 債	札 格	金	入 価	・	別 債	入 価	
争 格	日 期	位 置	金 額	發 競	Ⅱ	加 場	發 競	Ⅰ	加 場	行 争	額	發 競	Ⅱ	加 場	發 競	
額	平	す	額	の	振	五		六		千	万	五	で	た	条	特
面	成	る	の	記	替	万		百		三	円	千	六	利	第	別
金	三	。	整	載	法	円		二		百	六		付	一	会	三
額	十		数	又	の			十		四	百		国	項	計	国
百	一		倍	は	規			八		十	十		債	の	に	債
円	年		の	記	定			億		九	四		一	に	規	関
に	一		金	錄	に			六		億	億		億	つ	定	す
つ	月		額	は	よ			千		八	四		円	い	に	る
き	十		に	、	る			二		千	千		て	基	法	基
九	一		よ	最	振			十		五	六		、	づ	律	律
十九	日		る	低	替			二		百	百		額	き	第	第
円			も	額	口			万		十	五		面	發	四	面
六			の	面	座			円		万	十		金	行	十	金
			と	金	簿					五	十五		額	し	七	額

十五

十四

十
三
二

口

後第
の二
利期
子以

初期
利
子

の経利入価・別債行争非者特国入
払過札格第参市及入価・別債札
込利発競Ⅱ加場び札格第参市發
み子率行争非者特国發競Ⅰ加場行

るい日毎 利てを年 子、支六 をそ払月 支の期二 払日と十 う以し日 。前、及 六各び 月支十 間払二 に期月 属に二 すお十

額面金額 100 | 0.7 × 2 | 1 2 | 1

規下は定期支次一 期及翌休 日び営業に第業日 つ十日 に六に て号支同に に払たじり じおうる、 算をい(と支出支 て以き払し

額面金額の総額 100 | 0.7 × 365

規下は定期支次一 期及翌休 日び営業に第業日 つ十日 に六に て号支同に に払たじり じおうる、 算をい(と支出支 て以き払し

る定り払募年 °す算込入○
る出金決・
期し額定七
日たにのパ
に金加通一
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

十額十
二面錢
錢金以
額上
百円そ
にそれぞ
につきの
九十九
円六
格

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
三 大 銀 金 六
十 臣 行 額 十
一 か 百 年
年 ら 円 十
一 通 に 二
月 知 つ 月
十 を き 二
一 受 百 十
日 け 円 日
た 者